

平成20年3月6日付け津市監査委員告示第3号公表分

監査の結果	土地の貸借に当たり、契約書が交わされていなかったため、波瀬財産区財産の取得管理及び処分に関する条例第14条の規定に基づき、適正に処理されるよう指導した。
措置の内容	津市財産に関する条例の規定を準用して、平成24年8月1日付けで20年間の土地使用貸借契約の締結を行った。また、一部の貸借の必要が無い土地については、財産区へ土地を返却した。